

イタリア資本主義と労資関係の構造

——その発生から第1次大戦まで——

河 野 穰

1. イタリア資本主義の特質
2. 国家の労働政策
3. 労働者組織の特質
4. 労資関係の特質と交渉・協約・調停制度の成熟
5. 工場内労働者組織

1. イタリア資本主義の特質

1861年に統一をなしたイタリアはヨーロッパ列強に伍して統一国家としての実態を急速に形成するため、統一行政府の整備、鉄道、道路網の建設、強力な軍事力の形成等に巨額の資金を投入したが⁽¹⁾、この資金は、1861～1880年まで国内総生産の60%ちかくをしめる農業がもっぱら負担することになる。

イタリアの農業は、統一の数10年前から西洋列強諸国の工業発展の影響をうけて生糸を中心とした繊維原料、その他柑橘類、ぶどう酒、オリーブ油などが外国に売られるようになっていた。イタリア統一の中心になったカヴール自身も、こうした状況のなかで力を蓄えた農業ブルジョアジーの1人であり、したがってピエモンテにおけるカヴールの政策はすでに統一前から自由貿易主義を基調とし、統一後は、保護制度をとっていた南部も自由主義へ移行する。

そしてこの新しい自由貿易制度を利用できたのは英・仏に比較して力の弱い既存の工業企業ではなく、農業、とりわけ輸出とむすびついた農業であった。農業にとっては、統一による国内関税の撤廃も発展の要因となった。

この農業発展の中心にあったイタリア北部・中部の土地所有者はすでに農業ブ

イタリア資本主義と労資関係の構造

ルジョアジーの集団を構成しており、この農業ブルジョアジーの対極としてポー河流域に大量の農業日雇労働者が形成されたが、その賃金は低く、年間の就業日数も少なく地位も不安定であった。

他の地方、とくに南部では状況はこれとまったく異なり、畑地も牧草地も旧来の大土地所有制が支配していた。こうした地域においても商業の発達が生産の増加をもたらしたが、そこでは中間の大借地人が生産を支配し、中間の大借地人と直接の耕作農民とのあいだには人口過剰したがって土地への過大な需要によって規定される農民にとって極端に過重な小作料が介在していた。だから統一後の農業の発展、農業生産物の増加と価格騰貴によって生じた余剰は、地代・利潤・前払子などのさまざまな形で、土地所有者、土地の耕作にあたっていない借地人、資本所有者の手にはいり、農民自身は統一後の国家の巨額な支出をささえるために、製粉税、塩税、家畜税、さらに運搬および農耕用牛馬税等、さまざまな負担にたえねばならなかったのである。

農村で山賊行為をはじめ、農民、農業労働者の騒動が続発したのは、まさにこのような原始的蓄積の過程においてであり、またイタリアを訪れたM. バクーニンがこの国を自己の理論の実現の場と確信したのも、この状況を反映するものであった。

「農民は、イタリアの大部分において、みじめ、都市の労働者よりもなおいっそうみじめである。彼らはフランスにおけるように土地所有者ではない。そしてこのことは革命の観点から確実に好運である。わずかの州をのぞけば、折半小作においても耐えうるような生活を享受していない。だからイタリアの農民大衆は、すでに諸君の社会革命のための巨大にして、かつ全能の軍隊を形成している。都市のプロレタリアートに指導され、革命的な青年社会主義者に指導されたこの軍隊は無敵である⁽²⁾」。

農業部門におけるこうしたうごきにたいして製造業部門での発展はみるべきものがなく、都市における工業はまだ職人が主役であり、資本の不足と市場の狭隘さが工業の発展の障害となっていた。多少とも重要性をもつ産業といえば、農業から供給される豊富な繭を基礎とする生糸産業ていどであった。

1861年の2,773キロから1870年の6,429キロへと10年間に3,700キロにおよぶ

鉄道建設は、本来なら製鉄業、機械産業の発展に大きな刺激をあたえるのだが、イタリアのばあいには両部門ともこの好機を利用することができず、銑鉄、機関車とももっぱら輸入に依存していた。

さて、統一後のさいしょの20年間イタリアの農業が重要な成長を記録したことはすでにのべたとおりだが、しかしその成長は偶然的な要因と、労働の強化によるもので、適切な資本投下も技術進歩もともなわず、わずかな時間の経過のうちに農業は遅れた部門になってしまう。

1874年からはじまった世界恐慌は1896年までつづき、フランス、イギリスの農業生産は著しい縮小をみるが、このなかでイタリアの農業もややおくれがちであるが1880年ごろから恐慌におちいる。さらに、従来の自由貿易主義から新しい保護政策への転換である1887年の新しい関税の採用は、フランスとの関税戦争をうみ、イタリアの農産物輸出に打撃をあたえ、農業所得の減少をもたらした。こうして国民経済のなかで農業のはたしていた機能が根本的に変りはじめ、国庫収入における地租と動産税の重要性も位置が変わる。

これにたいし、1880年代に農業危機による工業部門への投資がすすみ、のちの急成長の枠組が準備されていく。

1874年から90年までの不況局面がおわり、高価格の局面にうつるとともに、イタリア資本主義は急速な成長にはいる。この好況局面は1907年に中断はあるが第1次大戦までつづき、この過程で電力、鉄鋼、自動車が成長し、イタリア資本主義は重工業への転換を明瞭にする。19世紀から20世紀のさいしょの15年間でジョリッティ時代とよばれ、経済の成長とともに労資関係においても顕著な発展が記録された時期である。

この間の資本蓄積の方式は、1880年代に準備されたものと同じの体系をもち、銀行制度の確立による蓄積不足の補完、重要産業への国のさまざまな保護と国による需要の創出、農業からの収奪の持続、を基本とし、また、はやくも軍事力の強化による植民地かくとく戦争へ歩をすすめる。

資本蓄積のおくれたイタリアでは、当初から銀行が大きな役割をはたしてきた

イタリア資本主義と労資関係の構造

が、この部門でも金融恐慌をとうしてドラスティックな整理統合がおこなわれた。1894年の金融恐慌のなかでおこなわれた整理・再編、ドイツ金融資本との結びつきをふかめることによる Banca Commerciale Italiana の設立、Credito Italiano の設立、発券銀行の整理が、19世紀末から20世紀初めの急速な成長の条件を準備した。イタリア資本主義のこの「発展は、銀行資本と産業資本の新しい関係なしに理解することはできない⁽³⁾」。

1887年の保護関税の採用、テルニ製鉄所設立のイニシアティブ、造船業へのさまざまな助成、公共事業・軍事需要をとおしての高コスト国内工業品の市場拡大など、国家の保護、経済過程への国定の介入がすでにイタリア資本主義拡大の大きな要因となっていた。この方式はファシズム時代へもひきつがれる。

1887年の保護関税主義は、すでにのべたように国産の工業生産物を高価格とし、工業生産物の輸入減にともなって農産物の輸出市場が閉鎖されたことによる不利益を農業、南部にもたらした。この不利益は、穀物、砂糖大根の保護関税によっても補填しえず、一方にもっとも遅れた農耕所得をもたらし、他方には砂糖のような独占をうみだした。ジョリッティ時代にも南部と北部の不均衡は増大する。

「新しい世紀とともに、支配階級は階級同盟、階級の政治的ブロック、すなわちブルジョワ民主主義という新しい政策をとり始めた。かれらは……関税保護主義、国家の中央集権化の維持（農民、とくに南部と島部の農民にたいするブルジョア支配の表現）、賃金と労働組合の自由とにかんして改良主義的政策をとる資本家＝労働者の工業的ブロックを⁽⁴⁾」えらんだ。

1861年の統一から除外されたローマ、ヴェネツィアを併合する必要から増強された軍事力は、国内の資本不足を解決するために列強諸国と植民地争奪をめぐる闘いに利用される帝国主義軍隊に移行し、すでに1882年に紅海沿岸アサップ地方を併合し、1887年、1895、96年にはエチオピアへの侵略戦争、1911年にもトルコと開戦、トリポリ、キレナイカ併合という軍事活動を活発に展開している。この軍事力の増強は他方では国内の大企業のための市場を創出することになる。

2. 国家の労働政策

以上のようなイタリア資本主義の推移のなかで、イタリア国家の労働政策は、国家による労働運動への暴力的介入を特徴とする。しかし、イタリア資本主義が19世紀末にひとつの転換を記録したのとおなじく、労働政策においても19世末に転換がおこなわれる。

統一前の分立した諸国家、諸地域において、相互扶助組織（*la società di mutuo soccorso*）をのぞいてあらゆる職業組織が抑圧されていた。サルデーニャ王国に例をとってみると、1839年に制定された王国刑法の第483条から486条にかけて、宗教上、政治上から文学上の組織にいたるまでいっさいの自由な組織の結成が禁止されていた。

第483条「当局の正当な許可をえて結成され、当局により課された条件を遵守するの
でなければ、宗教上、文学上、政治上またはその他のものであれ、約束または義務なし
に毎日、あるいは定められた特定の日に秘められた目標に従うために会合することを
目的として、集団に組織された2人以上のいかなる結社も禁止される。」

第484条「上記の性格をもち、許可をえていないか、許可をえたのちに課された条件
に違反した団体は、すべて関係当局によってただちに解散させられ、同組織の首領、責
任者、運営者は事情にしたがい、禁固または追放、若しくは科料をもって罰せられる。」

第485条 略

第486条 略

しかしこのサルデーニャ王国でも1848年に、集会の自由と結社の自由が導入さ
れる。

集会の自由を承認したのはアルベルティーノ法で、同法32条は、範囲を限定し
ているものの、つぎのように規定した。

「平和的に、かつ武器をもたずに集合する権利は、同権利の行使を公共の利益におい
て規制する法律に合致するかぎり、認められる。

この規定は、公共の場における集会または公開された集会には適用されない。これら
の集会は、完全に警察法の管轄下にとどまる。」

他方、結社の自由は、同年9月22日の第196号命令によって間接的に保護され

イタリア資本主義と労資関係の構造

た。この命令は、サルデーニャ王国の刑法から「現行の政治秩序と調和しない規定を削除するため」に公布されたもので、これにより上にのべたサルデーニャ王国刑法の第 483 条から第 486 条は廃棄された。このように、結社の自由は明文をもって規定されたわけではなく、結社の自由を禁止する条項の削除という形でおこなわれたのである。労働組合組織を明文をもって承認し、または保証する法典上の規定は、統一イタリア国家においても生れることなくファシズムの時期まで推移する。しかし労働運動の発展とともに、結社の自由は慣習的にますます認められるようになり、国家も労働組合の事実上の存在を考慮し、いくつかの諮問機関や経済コミッションへの代表をもとめるようになる。

つまり労働組合は行政の領域でのみ承認されており、公法上または私法上の法人としては承認されず、理論的には加盟各個人からきりはなされた人格ではなく、各個人の複数であった。この構造もファシズム時代までつづくが、実際的には、労働組合は加盟各人とは別個の独自の団体とみなされ、時間の経過とともに労働組合が裁判にくわわる権利も認められた。

このように集会の自由と結社の自由は1848年に承認をされたが、ストライキはなお刑法の罰則の対象であり、1859年11月のサルデーニャ王国刑法の第 386 条から 388 条はつぎのようにストライキを禁じている。

第 386 条「適当な理由なくして、労働を停止し、妨害し、労働の価格を高めることを意図する労働者の協議は、すべて、3 カ月以内の禁固をもって罰せられる。ただしこの協議が実行要因をもつばあいに限られる。」

第 387 条「前 2 条に規定される場合において、主たる扇動者、推進者は 6 カ月を下まわらない禁固をもって罰せられる。」(第 385 条は賃金をひきさげようとする資本家の協議にたいする罰則を規定している。)

第 388 条 略

このように1859年のサルデーニャ王国刑法、したがって統一イタリア王国に継続された刑法では、実行的な性格をもつばあいにはストライキの協議が刑法上の犯罪行為を構成したのである。

1860年から1878年の19年間に記録された 591 件のストライキ中 306 件のストラ

イタリア資本主義と労資関係の構造

イキについて 2,685人がこの刑法により告訴された。

この告訴にかぎらず、労働運動への国家の暴力的な介入が、イタリアの労働政策の特徴である。

イタリア資本主義のゆるやかな成長にともないストライキ件数はさらにふえ、1878年から1891年の14年間には 1,075件のストライキが記録された⁽⁵⁾。

しかし数を増すストライキにたいしては刑法による抑圧的対応とならんで、後述するようにプラグマティックな対応もすすむのがとうぜんであって、後者の一定の蓄積が進行するにともない、1890年に刑法が改正される。改正刑法の第 165 条から 167 条はストライキについてこう規定している。

第 165 条「暴力または脅迫をもって、工業または商業の自由を、いかなる機会にせよ制限しまたは妨害しようとする者は、20カ月以下の禁固および100リラ以上3,000リラ以下の科料をもって罰せられる。」

第 166 条「賃金の引下げまたは引上げ、若しくはあらかじめ同意されている協定とは異なる協定を強制するために、労働者にたいしてであれ、企業主または経営者にたいしてであれ、暴力または脅迫をもって、労働の中止または停止を勧誘し、あるいは継続させた者は、20カ月以下の禁固をもって罰せられる。」

第 167 条「前条（複数一引用者）に規定される行為の首謀者または推進者が存在するときは、これらの者の罰則は、3カ月以上3年以下の禁固、および500リラ以上5,000リラ以下の罰金とする。」

この3条項にみられるとおり、1890年の改正刑法では、ストライキのための協議は犯罪の対象から外され、ストライキの実行行為そのものだけ、しかも「暴力または脅迫」を伴うばあいにも、刑事罰の対象となったのである。一般に1890年の「刑法は、団結の権利とストライキを認めた⁽⁶⁾」とみなされている。

なお、公的サービス諸機関の官吏、雇用者も組織をつくり、またはこれに加盟する権利をもっていたが、同刑法 181 条により、ストライキの権利はもたなかった。

もとよりこの改正刑法をもって国家の争議への介入に終止符がうたれるわけではなく、ジョリッティ時代といわれる19世紀末からも国家の介入による争議の流血化はなお持続する。

イタリア資本主義と労資関係の構造

争議権の承認は、争議の調停制度の整備を必要とし、ストライキ権「承認」の数年ご、1893年、争議の調停委員会の設立に関する法律が制定される。

労資関係を律するこうした基本的な体系とともに、社会政策の体系も徐々に形成されていく。この分野においても1880年代まではまだ前史ともいえる段階にあり、展開をみせるのは1890年代以降のことである。

1880年代までの社会政策前史の推移をみると、1859年11月に不完全なものではあるが鉱山・採石場の監督制度がしかれ、1861年に船員廃疾基金が設置された。1869年に農商工務相より「社会保障機関と労働についての諮問委員会」が創設され、同年の鉄道警察に関する規定には交替制と労災防止条項がふくまれていた。1873年には年少労働者保護のはしりというべき規定がうまれ、18歳未満の年少者が移動性職業につくことが禁じられ、1877年には農商工務省に工業監督官2名が指名された。1883年に労災補償制度の第1歩として全国労働災害金庫が創設されたが、まだ任意制であり加盟者の数もごく限られていた。1886年に年少労働者の保護規定が1歩すすめられたというもののその内容はまだ、製造業での最年少限を9歳、地下労働での最年少限を10歳とし、1労働日8時間への制限も12歳未満のものとする、というていどのものであり、この規定すら監視体制の不十分、労働者の未組織状態により適用をみななかったといったほうがよい。

1890年代にはいり、画期的な刑法改正によるストライキ権の承認とならんで、社会政策の体系が展開をみせはじめる。

1893年3月30日制定された「鉱山、採石場、炭坑警察に関する」第148号法律は、この部門における本格的な労働保護規定であり、また1898年3月17日第80号法律と9月25日の施行規則は、労働災害に強制保険を導入したイタリアにおける最初の義務保険であり、またイタリアにおける社会政策の展開の到来を告げるものであった。この労災保険の範囲はまだ工業部門に限られていた。

1902年6月19日第242号法律と1907年7月7日第818号法律は、12～15歳の年少労働者の1日11時間以上の労働を禁止し、女子未成年の労働時間を1日12時間として、6時間以上の連続労働を禁止した。また婦人、年少労働者の深夜労働も

禁止し、各週ごとに1日の休日を規定した。

鉱山労働の監督・保護が1859年から、1893年にいちぢるしくすすんだことはすでにのべたが、特定の産業部門の保護は、1907年稲田労働の労働協約の規制、1908年パン製造業における夜間労働の禁止が実施され、一般的な分野では1907年週休および祝日に関する規定が実施された。

しかし、こうした諸法律の施行機関が欠けていたため、1912年には農商工務省に属する工業労働監督官が創設される。

第1次大戦に参加するか否かをめぐって、イタリア国内の争いは大いに高まり、社会党の分裂すら生むが、最終的には1915年イタリアは、協商国側にとって参戦労働者の協力をえる代償として、第1次大戦中と戦後に社会政策の領域で重要な展開がおこなわれる。それは労災保険の農業部門への拡張（1917年）、廃疾年金・考齡年金・遺族年金（1919年）、失業保険（1919年）の導入である。

ファシズムまでのイタリアの社会政策は、このように労災保険を中心にし、婦人・年少労働、鉱山労働の保護で一定のレベルに達し、年金、失業保険の第一歩が印されていたといえることができる。

3. 労働者組織の特質

すでにのべたように統一前のイタリアで認められていた唯一の労働者組織は相互扶助組織であったが、統一後のさいしょの30年間も労働者組織は主としてこの形式をとっていた。この組織は、労働者とともにも手工業者を包含したものであり、したがってすでに当時かなりひん発していた紛争や争議へ、一方で接近しようとする力学と、他方で一定の距離をたもとうとする力学が働く。当時の争議と扶助組織の関係については研究者によってかなり相違した記述もあり、明確でない⁽⁶⁾。

ところで資本主義の発展がおくれたイタリアでは、労働組合運動が一定の成熟にたっする前に、政治イデオロギーが流入し、したがって政治系列の対立が当初からもちこまれ、その激しさは後々まで運動を特徴づける。

たとえば、相互扶助組織の全国連合体で、労働者運動がまだ相互扶助組織の段

階にあるときに、すでにマツィーニ派、マルクス派、バクーニン派がはげしい主導権争いを展開する。この争いで主導権はマツィーニ派からバクーニン派へうつる。

バクーニンの思想が労働者のあいだで支持をかくとくしたのは、労資関係の後進性、また農業における遅れた諸関係の残存の表現にはかならない。

バクーニン無政主義派は、74年夏の蜂起失敗、76年バクーニンの死去、77年ナポリ地方での蜂起の失敗などにより、1870年代末から影響力を失うが、無政府主義そのものは、そのごもイタリア労働運動の一角で勢力を維持しつづける。

資本主義の発展にともない、1880年代以降相互扶助組織はぜんじ労働組合への転換をとげるが、この労働組合の形成を大まかにシェーマ化すれば、80年から90年代にかけて地方レベル、大都市レベルでまだ扶助組織の殻をのこしたまま職業別組織への転換が生じ、いくつかの部門では職業別の全国組織を結成する。1890年代からカメラ・デル・ラヴォーロ (Camera del lavoro) の形成がすすみ、19世紀末から20世紀の初頭に産業別全国組織が結成された、とまとめることができる⁽⁹⁾。

労働組合形成の過程でふたつの特徴を指摘することができる。

第1は、たびたび言及しているように、資本主義の発達、したがってまた労働運動の発達がおくれたイタリアでは、職業別組織が充分発達する時間のないうちに、産業別組織の結成段階にすすんだために、前者から後者への転換がスムーズにすすんだということ。

第2は、カメラ・デル・ラヴォーロと産業別全国組織の形成の過程で、急進派と穏健派の対立がこの2種類の組織を足場にして展開されたこと。そして、いくつかのカメラ・デル・ラヴォーロを足場にした急進派とは、バクーニン派ではないが、やはり無政府主義の一潮流であった。

カメラ・デル・ラヴォーロは直接にはフランスの Bourse du Travail に由来するもので、1889年パリの国際労働者大会に参加した G. ヴィアーニが、訪問した Bourse du Travail と同一の組織をイタリアに導入しようとする努力のな

イタリア資本主義と労資関係の構造

かからうまれたもので、当初は、地域における職業の幹せん・援護、協同組合、教育活動の機関として構想されていた。カーメラ・デル・ラヴォーロはさらに調停の手段とも考えられており、したがって資本の側も好意をもって眺め、各地方自治体もこれに援助をあたえた。

カーメラ・デル・ラヴォーロは1891年のミラノをはじめとして各地にひろがり、93年の第1回カーメラ・デル・ラヴォーロの大会には12が参加し、94年、16、1901年58、1902年71と増加する。

量的な拡大もさることながら、支配層が当初カーメラ・デル・ラヴォーロに托していた構想はほとんど実らず、むしろ労働組合のひとつの中心、闘いとストライキを指導する機関となる。19世紀末から緩慢に形成されてきた団体交渉や協約制度、さらに労働政策の一定の前進をうけいれ、労働組合主義にのっとりとしたのはむしろ産業別組織であって、カーメラ・デル・ラヴォーロは、さまざまな部門の労働者の連帯の強化の場となっていくた。

支配層がカーメラ・デル・ラヴォーロを労資関係の円滑な場として育成しえなかったというところに、イタリア労働者運動の特質があるのであって、労働組合主義に包含しえない部分がある、あるいは無政府主義、あるいは社会主義というかたちで、しかもかなり大きな勢力として絶えず再生産されている。この特質はすでにのべたイタリア資本主義の特質から出発し、のちには労働者運動の伝統そのものが革新性の継続を保証するようになる。

カーメラ・デル・ラヴォーロと産業別組織は、基本路線の対立とともに、団体交渉の主導権をめぐるものではげしく対立した。この対立を調整・打開するためあって、両者合同の中央抵抗書記局の設立を経て1906年に CGL (=Confederazione Generale del Lavoro=労働総同盟) が創設される。

しかし CGL の設立によってこの対立が緩和できるものでもなく、CGL の結成ごも、CGL と産業別組織を労働組合主義派がにぎり、いくつかのカーメラ・デル・ラヴォーロと鉄道従業員組合を革命的サンディカリスト派がにぎって抗争が持続した。革命的サンディカリスト派の活動の中心はバルマのカーメラ・デル

イタリア資本主義と労資関係の構造

・ラヴォーロで、このほかにトリノ、エミリア州、トスカーナ州、マルケ州などにも勢力があった⁽¹⁰⁾。

革命的サンディカリストは、1912年に CGL から分離し、USI (Unione Sindacale Italiana=イタリア労働組合連合) を結成する。

イタリアの労働者組織の特質をとらえようとするときこれらの潮流とならんでみおとしてならないのはカトリックの勢力である。ヴァティカンを頂点とするカトリック教会は、統一イタリア国家と敵対関係にあり、政治的諸活動と一線を画しており、イタリア国家との和解を成立させるのはファシズムの時代になってからのことであるが、1891年の教皇レオ13世の回状を契機にして労働組合組織の結成にのりだす。この運動は発足の当初から、下部の大衆の公的活動への参加という側面と、ヴァティカンの厳しい統制をうける中央の指導による圧力という側面から構成されており、この構成は第2次大戦後にも拡大再生産される。運動内部の対立をはらみながら、1907年以降組織をのぼし1914年に組織人員は 114,000人になった。

第1次大戦前における CGL、革命的サンディカリスト、カトリックの勢力は、組織人員80万人のうち、それぞれ 327千人、101千人、114千人をしめていた。

こうした諸潮流の配置とならんで、もうひとつ重要なことは、労働組合主義への統合がなお強固に安定しておらず、CGL の内部に革命的シンダカリストは別に、最大限綱領派その他の急進派のかなりひろい裾野をかかえていたことである。このことは社会党において明白な姿をとり、西ヨーロッパの社会民主党が第1次大戦の勃発とともにこの帝国主義戦争の支持に走ったのにたいして、イタリア社会党はさいごまで参戦反対の態度をすてず、またロシア革命とソ連にたいしてもイタリア社会党は同一の立場にたとうとする姿勢をつらぬいた。

労働者運動がぜんたいとして参戦論にくみさないなかで、革命的サンディカリストだけが参戦論に走り、さらに後にはファシズムに合流するが、この行動をとおして無政府主義は労働運動における影響力を断たれることになり、体制に包含されない側面は、他の勢力にひきつがれることになる。

4. 労資関係の特質と交渉・協約・調停制度の成熟

さて、イタリアの労資関係の特質は、すでにのべた国家の労働政策と労働者組織によってほぼ明らかであろう。労働争議、労働者組織にたいする国家の暴力的な介入がいちぢるしく、これに対応して労働運動の側においても一揆的性格の、それも地方的に限定された暴動がひん発したことが最大の特徴である。農民、農業労働者への抑圧を基軸とするこの期の資本蓄積の方式は、とくに農業部門における一揆的暴動を数多くうみ、これにたいする国家の苛酷な介入が労資関係の不安定性の大きな要因となった。こうした騒乱はしばしば都市にも発生した。

1893年から94年にかけてのシチリアにおける暴動と戒厳令、中部イタリアのルニジャーナでのアナーキストの「蜂起」、その結果としての社会党と数多くのカーメラ・デル・ラヴォーロの禁止、1898年にはイタリア全国にわたって暴動、ストライキ、農民闘争がひろがり、ミラノでは5日間にわたって労働者と政府軍のバリケード戦が展開され、これにひきつづいて25のカーメラ・デル・ラヴォーロのうち21が解散を命じられる。カンデローロ「のイタリア労働組合運動小史」は、「おそらく不完全なものではあろうが」としながら、1901年から1904年までの短期間に警察による虐殺の一覧表をつぎのようにあげている。

1904年にもサルデーニャとシチリアにおける虐殺を契機とするゼネストが発生

第1表 1901～1905年における国家権力の介入による死傷者数

1901.	6.	27	ベルラ・フェルラレーゼ	死者	3	負傷者	23
1902.	8.	5	カッサノー・デッレ・ムルジエ		1		4
1902.	9.	8	カンデーラ		5		10
1902.	10.	13	ジャルラターナ		2		50
1903.	2.	23	ベタッチャート		3		30
1903.	3.	14	プティニヤーノ		8		
1903.	5.	21	カマジョーレ		3		1
1903.	8.	31	トルレ・アンヌンツィアータ		7		40
1904.	5.	17	チェリニョーラ		3		14
1904.	9.	4	ブッジェルル		3		20
1905.	9.	14	カスラッルツォ		2		10

資料 カンデローロ「イタリア労働組合運動小史」国民文庫

イタリア資本主義と労資関係の構造

して北部のいくつかの州で4日間にわたって生活がまひし、1908年にもパルマで農業労働者の2カ月以上にわたる闘いと一部地区の占拠が生じ、また1914年6月にも反軍国主義の示威運動への警察の介入による虐殺を契機とする「赤い一週間」が全国を震撼させた。

こうした、時として噴出するような荒々しい反乱、これにたいする国家の苛酷な介入がイタリアの労資関係の特質である。

イタリアの労資関係において、国家の暴力的介入と労働者の側の一揆的暴動が特質をなしていたにしても、他の側面として、交渉と協約の体制を形成しようとする力学も労資双方のあいだにはたらく。すでに考察したように労働者組織において労働組合主義が大きな比重をしめるのは、この側面の成熟がひとつの要因となっている。

つぎに第1次大戦までの交渉・協約体制の形成を、労働協約と交渉主体、さらに工場内の労働者組織について検討しておこう。

ストライキの実行はもとより、その協議さえもが刑法上の犯罪を構成していた段階でも、ストライキがかなり数多く発生していることはすでにみたとおりで、1860年から1878年の19年で591件、1878年から1891年の14年間で1,075件が発生し、さいしょの19年間における591件のストのうち306件で2,685人が告訴された。この告訴は主として「暴力の意図」の故でなされたもので、「暴力を伴わないストについては、ほぼつねに起訴すべき理由がないとの結論をもって終わった⁽¹¹⁾。」さらに11件の裁判が恩赦によって中断され、のこりは有罪が宣告された。有罪判決をうけたもののうち11人は罰金、78人が拘留、283人が1カ月未満の禁錮、192人が6カ月以下、4人が1年、1件のケースが2年間の禁錮であった⁽¹¹⁾。

この告訴、有罪判決自体は国家の原始的な介入にほかならないが、しかし、「暴力を伴わないスト」が告訴、あるいは起訴にいたらなかったように、刑法の適用は必ずしも硬直したのではなく、すでに1860～78年の段階で、改正刑法にちかいつりあつかいがなされていたとみることもできる。

イタリア資本主義と労資関係の構造

労働者の交渉主体は、当初、印刷部門⁽¹²⁾などをのぞけば、紛争の参加者のなかから形成された代表であり、この代表は特定の企業内の従業員代表のばあいも、特定産業部門の特定地区の労働者の代表のばあいもあった。この闘争にたいし、相互扶助組織、労働者協会あるいは労働者党などさまざまな組織が支援した。

こうした交渉、協約の代表的なものとしてピエッラ地方毛織物業の紛争が引用されることが多い。ピエッラの毛織物工場（複数）で1862年から1878年まで断続的にストライキがつづいたが、自由主義的な政治家で法律家の P. S. マンチーニの調停で労資が新しい規則を承認した。この確認は一般にイタリアにおける団体協約の最初の例とされている。

1890年代にカーメラ・デル・ラヴォーロが成立すると、この組織が交渉主体として一定の役割をはたすようになり、20世紀の初頭における産業別組織の形成とともに、交渉主体としての「両者の権限をめぐっての紛争が毎日のようにおこり⁽¹³⁾」 両種の組織が併立をしていく。産業別組織が交渉の主体として登場するばあい全国組織または県支部が表面にでるが、第1次大戦まで交渉と協約は県を範囲として展開されていた。

いま、手元にある4つの第1次大戦前の労働協約⁽¹⁴⁾（いずれも金属機械部門）における労働側協約署名者をみておこう。

この協約はそれぞれ

1. ラヴェンナ県の機械工場
2. ベルガモ県の製錬工場
3. ITALA 会社
4. Cobianchi 会社

の労働者を対象とするものであって、この時期の協約が企業レベル、特定産業の特定地区レベルにあったことを示しているが、労働者側の協約署名者は

1. カーメラ・デル・ラヴォーロと金属機械労働者全国同盟の書記局を代表する G. ツィラルディーニ C. とロッシ
2. C. ロッシ, G. ファリーナ氏によって代表されるベルガモ精錬工支部

イタリア資本主義と労資関係の構造

3. 金属労働者の全国同盟, および同同盟のために権限をあたえられた E. ヴェルツィ, G. スコッティ

4. 金属機械労働組合

であり, 産業別組織とカーメラ・デル・ラヴォーロが交渉の主体であることを示している。

この4つの労働協約については, 協約の内容, 構成をみるためにふたたびもどることにして, ここで, 他の資料によって1910年代前半におけるストライキの指導組織を検討してみることにしよう。この数字は多かれ少なかれ, 交渉主体のそれに近接しているとおもわれる。

第2表 指導組織別ストライキ

	1911 年		1912 年		1913 年	
	ストライキ件数	ストライキ参加人員	ストライキ件数	ストライキ参加人員	ストライキ件数	ストライキ参加人員
カーメラ・デル・ラヴォーロとその連盟	551 (49.77)	185,871 (73.50)	433 (47.37)	80,081 (55.52)	381 (47.03)	334,380 (86.92)
職業別組織	106 (3.58)	15,744 (6.23)	56 (6.12)	12,989 (9.01)	51 (6.30)	8,037 (2.09)
カトリック組織	28 (2.53)	5,600 (2.21)	17 (1.86)	2,187 (1.52)	14 (1.73)	1,712 (0.44)
れの他の組織	16 (1.44)	2,018 (0.80)	22 (2.43)	5,199 (3.60)	13 (1.61)	3,276 (0.86)
カーメラ・デル・ラヴォーロと職業別組織	59 (5.33)	13,158 (5.21)	53 (5.78)	12,116 (8.41)	38 (4.69)	9,738 (2.54)
カーメラ・デル・ラヴォーロとカトリック組織	3 (0.27)	337 (0.13)	3 (0.33)	1,886 (1.31)	—	—
カーメラ・デル・ラヴォーロとその他組織	1 (0.09)	54 (0.02)	—	—	—	—
指導組織なし	343 (30.99)	30,076 (11.90)	330 (36.11)	29,726 (20.63)	313 (38.64)	27,572 (7.15)
	1,107 (100.00)	252,853 (100.00)	914 (100.00)	144,124 (100.00)	1,810 (100.00)	384,725 (100.00)

資料 A. Pepe “Storia CGdL” より作製 () 内は%

イタリア資本主義と労資関係の構造

ストライキの指導への関わりはカーメラ・デル・ラヴォーロが職業別組織よりもはるかに大きく、ストライキの件数でそれぞれ50%強と10%前後、ストライキ参加人員でもそれぞれ70~85%と5~15%である。指導組織なしのストライキは件数で30~35%と予想外に高いウェイトをしめているが、参加人員で7~20%にすぎないことから、小規模のストライキであることが理解される。

労働者側の交渉相手は、個別企業、特定産業部門の特定地域の企業家集団のばあいとがある。経営側は紛争のつど労働者側に対抗するためまとまるものの、紛争の解決とともにふたたびばらばらになるケースが多く、強固なかたちでまとまってくるのは20世紀になってからのことであり、1906年トリノにうまれたピエモンテ工業家同盟が、同地に本部をおく工業家総同盟へと発展するのは1910年である。

この時期の交渉と協約は、きわめて緩慢に、対象地域を拡大していることも指摘できる。

さきの4つの労働協約にもどって、その構成をみておこう。

4つの協約のうち、第1、第2、第4の協約が5ないし6の条項から成るのにたいして、第3のITALA会社と金属機械労働組合のあいだの協約は本文20条、付表5条から成る大規模なものである。第1次大戦前の労働協約としては、おそらく前3者が一般的なもので、ITALAとのそれは例外的なものであったと想像できる。しかし1、2、4の協約も、第1が労働時間、賃金引上、出来高給、労働者の採用に関するものであるのに、第2は賃率、賃金引上、出来高給、第4は残業割増と出来高給に内容が限られており、協約の形式もまだ定まらず、特定の問題について、その時々にとりきめ、しかも問題の範囲もかぎられていた状況を示唆している。

これにたいしてITALAとの協約は、労働組合による労働者の供給、労働時間、賃金の構成、見習工、組合費の天引、協同組合による労働者住宅建設の援助、年金、解雇手当、内部委員会、付表として賃率と賃金に関するその他の規定、ときわめて多岐にわたっている。

イタリア資本主義と労資関係の構造

しかし、「ファシズム下の労使関係の構造」(中央学院大学論叢第9巻1号)で考察したようなファシズム時代の整然たる形式に接続するようなところまでとどまっているとはなお言いえない。

第3表 第1次大戦前の労働協約の内容

	ラヴェンナの 機械工場	ベルガモの 製錬工場	ITALA 会社	Cobianchi 会社
条項数	6	6	20+5 (付表)	5
主たる 内容	労働時間 賃金引上 出来高給 労働者の採用	賃率 賃金引上 出来高給	組合による労働者の供給 労働時間 賃金の構成 (賃率 出来高 超勤手当) 見習工を採用しうる限度 組合費の天引 協同組合による労働者住宅の援助 私的年金についての規定 仲裁委員会 解雇手当 内部委員会	残業割増 出来高給

資料 FIOM “Lotta di classe e democrazia operaia” より作成

交渉・協約体制が形成される過程では、調停の制度も成熟していく。調停制度の法的な枠組は1893年に制定されるが、実質的な調停制度はこれに先立って漸次的に成熟していた。

争議の調停にもっともしばしば利用されたのは政治当局であったが、ときには労資の合意により商業会議所の長に付託されたこともあるし、また労働者結社の長が調停の役を演じたこともある。またピエウラの例はすでにのべたとおりだが、コモ県の例はやや注目をひく。

コモ県では企業家と労働者同数の団体が構成され、生糸部門の企業家と労働者のあいだの紛争を調停し、解決する任務をもった。企業家と労働者は、あらかじめつくられたリストからくじ引きでえらばれる。1883年1月1日の規定によると、

イタリア資本主義と労資関係の構造

第4表 調停主体

	1911年		1912年		1913年	
	ストライキ件数	ストライキ参加人員	ストライキ件数	ストライキ参加人員	ストライキ件数	ストライキ参加人員
政府機関	146 (13.16)	29,928 (11.83)	153 (16.74)	28,472 (19.75)	115 (14.28)	27,684 (7.18)
政府機関および個人	10 (0.90)	4,516 (1.78)			9 (1.11)	3,771 (0.98)
被選出機関	145 (13.14)	43,537 (17.21)	94 (10.28)	22,781 (15.81)	83 (10.25)	13,145 (3.43)
政府機関および被選出機関	90 (8.11)	33,934 (13.42)	78 (8.52)	17,787 (12.34)	49 (6.02)	9,677 (2.51)
被選出機関および個人	14 (1.26)	1,212 (0.49)	5 (0.55)	1,144 (0.80)	9 (1.11)	126,389 (32.86)
経営者組織	12 (1.08)	6,849 (2.74)	19 (2.08)	1,189 (0.82)	20 (2.48)	4,679 (1.22)
労働者組織	34 (3.08)	3,852 (1.52)	4 (0.44)	364 (0.15)	28 (3.44)	3,056 (0.79)
商業会議所			6 (0.66)	2,781 (1.93)	14 (1.65)	9,279 (2.41)
ジェノヴァ港商業組合			3 (0.33)	4,386 (3.04)		
調停機関	4 (0.36)	1,526 (0.61)	1 (0.11)	179 (0.12)	4 (0.48)	138 (0.04)
政治組織			3 (0.33)	621 (0.43)		
個人	37 (3.35)	5,622 (2.22)	22 (2.41)	5,334 (3.70)	15 (1.86)	38,016 (9.88)
その他	5 (0.45)	764 (0.30)				
仲裁	7 (0.63)	621 (0.24)	5 (0.55)	217 (0.15)	3 (0.36)	181 (0.55)
調停および仲裁	10 (0.90)	2,380 (0.93)	15 (1.64)	5,510 (3.82)	8 (0.98)	7,981 (2.07)
調停・仲裁なし	593 (53.58)	118,112 (46.71)	506 (55.3)	53,359 (37.04)	449 (55.43)	140,729 (36.58)
計	1,107 (100.00)	252,853 (100.00)	914 (100.00)	144,124 (100.00)	810 (100.00)	384,725 (100.00)

資料 A. Pepe "Storia della CGdL" ()内は%

イタリア資本主義と労資関係の構造

giuria とよばれるこの委員会は78人の審査委員で構成され、うち30人は商業会議所によって選ばれる工場主、48人は労働者コンソルの長と会員の集会で労働者コンソルによって選ばれる21歳以下でない労働者で、この委員会はすでに19世紀の末ごろから恒常的に調停活動にあっていた⁽¹⁵⁾。

なお1911～1913年のストライキにおける調停をみると、件数にして55%前後、参加者数にして40%前後が調停も仲裁もへていないこと、調停者としては政府機関、いずれかのレベルの議会が重要な役割をはたしており、法律による調停機関は1%にたっしないことがわかる。その他、経営者組織、労働者組織、個人による調停も一定の比重をしめ、調停制度におけるプラグマティックな傾向を示している。

5. 工場内労働者組織

つぎに工場内の労働者組織の形成と推移をみておこう。

ストライキがおこなわれるさいには、名称はさまざまでもストライキ委員会のようなものが選出されていたと考えるのが自然である。1企業家クラポンヌはこの代表についてつぎのように記している。

「ストライキ実行者によって経営者と交渉するために送られた委員会は、もとより、もっともすぐれた労働者から構成されていた。1日の難しい仕事を了えたあとで、強紐かつ疲れをしらぬ生気をもって仲間の利益をまもることができるだけでなく、また企業家が彼らに反対しているもっとも骨の折れる論題について論ずることができるこの人々の前で、私が感じたつよい賞賛を、いま告白することができる。必ずしも常に技術的な問題、賃金引上げという簡単な要求だけが問題になったわけではない。分配の問題、労働の科学的組織化の問題があつかわれた。労働者が、論理をもって、さらに雄弁をもって、まったく、精密な理論、しばしば反論するのが困難な論証力ある理論を展開するのをきくのも稀なことではなかった。⁽¹⁶⁾」

こうした委員会はストライキの終了とともに消滅したが、労働者のあいだには、工場内のすべての問題を交渉し、協定の適用をコントロールすべき常設の代表を

イタリア資本主義と労資関係の構造

もつ必要性が漸次認識されてくる。

「恒常的性格の工場内部委員会の起源が探究されるのは、われわれの考えによれば、この一時的かつ例外的な性格の労働者委員会のなかである。ストを前にして創設され、ストを指導したこの機関に恒常性をあたえ、かくとくした協定と成果の順守を監視する任務をこの機関に託そうという理念は、まったく自然なものであった。⁽¹⁷⁾」

こうして19世紀と20世紀の境目のころには、内部委員会を設立しようとする要求が一般化してきた。

1900年とそれ以降のミラノの金属機械工、1901年のトリノの製錬工、1902年のピニョーネの機械工のストのなかではつよく要求されている。バルバードーロはミラノの PIRELLI で内部委員会の要求がうけいれられたのが1902年だとしているが、これはかなり先駆的なものである。委員会は選出された9人から構成された。

1905年12月、Caluso 機械工場におけるストライキは、10時間労働、出来高、5月1日の休日、作業場入構にさいしての5分間のゆうよ、8日前の解雇予告などとならんで、内部委員会の設立を要求し、また Ansaldo でも同じ要求とならんで内部委員会の「承認」を求めている。後者の要求は「設立」でなく「承認」で、ここでは内部委員会がすでに選出、構成されている。

内部委員会にたいする資本の側の態度は、「あまり保守的でなく、頑迷でない企業家は、各工場のなかに、従業員に信頼され、もっとも重大な苦情を節にかけ、集団的性格の苦情を経営に反響させるという任務をもった恒常的な労働者委員会をもつ利点を理解している⁽¹⁸⁾」という面と、「内部委員会の要求に譲歩することは、工場内に、すべてのイニシアティブ、すべての作業を妨げる新しい指導機関をつくりだすことになるだろう⁽¹⁹⁾」(Ansaldo 取締役会の回答)という面とがあった。

1906年、自動車の経営者が3月1日からの新しい就業規則を一方向的に通告したのにたいし紛争が生じ、FIAT, JUNIOR, DIATTO, RAPID, ITALIA, KRIEGER の経営者は、各企業の労働者に、所有者の代表と交渉する1人の代

イタリア資本主義と労資関係の構造

表を選出することができる」と通告した。この選挙がどうおこなわれたかは明確なところがわからない。

1906年の FIAT との協定では、常設の労働者機関は承認されなかったものの、「個々の紛争は、経営と、工場の労働者のなかから指名される 5 人の労働者代表と、のあいだで解決される」ことが確認された。FIAT につづいて DIATTO でも労働者は、各作業部門を毛細管的に代表し、労働者と管理者とのあいだに生ずるすべての紛争を解決する権限を有する内部委員会の設立を、賃金引上とともに要求し、10日間のストによって、各部門ごとに労働者代表を選出し、各工場ごとに内部委員会を設立することに成功した。

労働運動史でふつう言及される ITALA と FIOM のあいだの協約は 1906 年末のことで、同協約の第19条は

「どのような性格のものであれ、付属規定とおなじく本協約の解釈と適用から生ずる労働者・会社間のいっさいの意見の相違と紛争は、また、個々の労働者にたいする時に応じての賃金アップに関して生じうる不一致は、内部委員会と経営のあいだの同意をえて解決される。

内部委員会は、5人の工場労働者について指名される。内部委員会は、そのメンバーの1人に、軽微な問題の解決にあたるために、委員会を代表することを委託する。⁽²⁰⁾」

内部委員会をめぐる闘いは、20世紀の初頭にこのように展開されたが、内部委員会自体の性格はふたつの極のあいだをうごいていた。ひとつは下部からの自立的な権力を労働組合と対立してさえ表わそうとする傾向であり、他のひとつは、作業現場における使用者と労働組合のあいだの交渉で到達した妥協を表現しようとする傾向であった。協約の期限がきれるたびごとに、内部委員会の機能、構成、あるいは存続そのものをめぐって紛争が続生するが、第1次大戦中まで、内部委員会は、調停機関として自己を規定する方向へ進行する。第1次大戦直前とさきに改定された協約もこの進行を持続しており、金属機械部門における協定の第11条は内部委員会を「仲裁委員会」と規定し、その構成も労使の合同、つまり労働者3、経営者3、両者の合意による議長1となった。

しかし、こうした傾向に反発し、「仲裁委員会」ではなく、労働者だけからな

イタリア資本主義と労資関係の構造

る恒常的かつ自立的な代表と、各工場で広範なコントロール機能を保証された内部委員会を創設しようとする努力もつづいており、このうごきはとくに1917年いご活発になる。のちのグラムシらの工場評議会運動に接続するのはこの部分である。

註

- (1) 上原一男「イタリアの工業化」松浦、伊沢、上原、竹内、林著「イタリア経済」東洋経済新報社所収
G. Fuà 編 “Lo sviluppo economico in Italia Volume II, III,” Franco Angeli Editore,
R. Romeo, “Breve storia della grande industria in Italia”, Universale cappelli
G. Toniolo 編 “Lo sviluppo economico Italiano 1861-1940”, Laterza
- (2) M.A. Bakunin “Le sociali in Italia” G. Manacorda 編 “Il socialismo nella storia d'Italia Vol. 1” Lateriza 所収
- (3) R. Romeo, “Breve storia della grande industria in Italia”, Universale cappelli.
- (4) A. グラムシ「南部問題にかんするいくつかの主題」重岡保郎訳 グラムシ選集 2 合同出版社
- (5) CELUC, “Le lotte nelle fabbriche 1861-1921”, Cooperativa Editrice Libreria.
- (6) R. Sanseverino, “Diritto Sindacale”, UTET
- (7) 「保障と労働との組織にかんする諮問委員会」議事録によれば、1867年から1885年に組織数は417から3,728へ、会員数は111,608人から573,178人（いずれも調査に回答のあったもの）と増大もしている。(CELUC “Le lotte nelle fabbriche 1961-1921”, Cooperativa Editrice Libreria)
- (8) 「1860～1880年においても、いくつかのストライキがおこった。しかし、その多くのばあいストを準備する組合組織もなかったし、またストライキから組合がうまれるということもなかった。もっと正確に言えば、ふつうひとつのストを実行するあいだに、自発的に形成された組織が存在したが、スト後にはすこしずつ姿をけしていった。また相互扶助組織が労働者のある要求を保護し、支持するということはありえた。」(Horowitz “Il Movimento sindacale in Italia” Il Mulino)
「1860～1870年までの10年間」「相互扶助組織は事実上しばしば抵抗組織にかわり、そのために解散を命ぜられたり、指導者が逮捕されたりした。」(G. カンテローロ, 「イタリア労働組合運動小史」石黒寛・代久二訳 国民文庫)
- (9) トリノでは、1848年5月、印刷労働者 V. ステッフエノーネの提唱で40名の印刷労

イタリア資本主義と労資関係の構造

働者が、雇用主からかくとくしたばかりの料率を確保するため、トリノ植字工協会を創設した。この協会はまだ相互扶助組織としての性格を色濃くもっていたが、一般にイタリアの最初の労働組合組織とされている。このトリノの植字工協会について他の多くの都市に生まれた植字工協会は、1872年イタリア印刷労働者連合を設立、この組織はさいしょ植字工だけにかぎられていたが、まもなく印刷工をくわえ、さらに活字鑄造工、製本工、見習工をもくわえ、1893年にイタリア書籍労働者連盟となった。

印刷部門におけるこの労働組合の形成は、地域の職業別労働組合、職業別全国組織、植字工だけの組織から他の職種もふくめた産業別組織への発展というさきへのべたシエーマをやや先駆的にたどったものである。

- ⑩ 「1900年から1910年にわたる10年間に社会主義者と労働者との運動におけるもっとも根本的ないくつかの危機が訪れていることがわかる。大衆は改良主義指導者の政策にたいして自然発生的に反発したのである。ブルジョアジーとのブロックに反対し、農民とのブロック、まず第1に南部農民とのブロックを支持する労働者の反発の表現、本能的・初歩的・原始的ではあるが、健康な表現であるサンディカリズムはみずからのもっとも先進的な知識人によって代表される南部農民がプロレタリアートを指導しようとするはかない試みであるということだ。」A. グラムシ「南部問題にかんするいくつかの主題」選集2 合同出版社
- ⑪ CELUC “Le lotte nelle fabbriche 1861-1921” Cooperativa Editrice Libreria
- ⑫ 1848年の5月に植字工V. ・ステッフェノーネが創立した36人の会員を有する「料率をまもるための植字工協会」が料率をまもることに成功した。
- ⑬ G. カンデローロ、「イタリア労働組合運動小史」石黒寛、代久二訳 国民文庫
- ⑭ Quaderni di Sindacato Moderno n. 5 “Lotta di classe e democrazia operaia—I metalmeccanici e i consigli di fabbrica” 所収
- ⑮ Celuc, “Le lotte nelle fabbriche 1861-1921”, Cooperativa Editrice Libreria.
- ⑯ P. Spriano, “Storia di Torino operaia e socialista” Einaudi.
- ⑰ I Barbadoro, “Storia del sindacalismo Italiano, Dalla nascita al fascismo, II. La CGdL”. La nuova Italia.
- ⑱ G. Rappelli 編 “La biblioteca del lavoratore” 中の “Commissione Interne” 編者が1902-06年にいたもの。P. Spriano “Storia del sindacalismo Italiano”, より引用。
- ⑳ P. Spriano, “Storia del sindacalismo Italiano” Einaudi.
- ㉑ Quaderni di Sindacato Moderno n. 5 “Lotta di classe e democrazia operaia” 所収。